

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成29年度		平成30年度
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	288,364	279,435	320,109
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	354	379	345
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	30,322	30,399	32,220
④ 合計【④ = ①+②+③】	319,040	310,213	352,674

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月
⑤ 保証金額を減額した件数	9,308	10,172	5,587

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	135	163	267

	平成29年度		平成30年度
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月
⑦ 新規融資件数	1,737,827	1,715,748	1,679,999
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	16.6%	16.3%	19.1%
	16.5%		—

【代表者の交代時における対応】

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,616	2,444	2,735
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	8,978	8,831	10,391
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	5,283	4,740	8,572
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	10,898	9,218	5,190

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行105行、信用金庫262金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合148組合(全国信用組合連合会を含む)の合計546機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。